

令和 2 年

第 1 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和2年第1回海老名市議会定例会第1日）

令和2年2月26日（水）午前9時30分開議

- 日程第1 常任委員会委員の選任について
- 日程第2 議案第68号 えびな未来創造プラン2020の策定について
(以上1件総務常任委員会報告)
- 日程第3 議案第3号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 海老名市職員の定数条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 海老名市印鑑条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 海老名市市営住宅条例の一部改正について

- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和元年度海老名市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 2 年度海老名市一般会計予算
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 2 年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 令和 2 年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 令和 2 年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 2 年度海老名市公共下水道事業会計予算

令和2年1月30日

海老名市議会議長

福地 茂 殿

総務常任委員会

委員長 宇田川 希

委員会審査報告書

議案第68号 えびな未来創造プラン2020の策定について

本委員会は、令和元年12月4日（令和元年第4回定例会）に付託された上記議案を審査した結果、原案可決することに決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案第 3 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

識見を有する者の中から選任される監査委員の報酬額の見直しを行いたいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例
第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1 監査委員（識見を有する者の中から選任）の項中「90,000」を「1
20,000」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 4 号

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部改正について

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

市長、保健福祉部を所管する副市長及び教育長の給料月額を減額するため

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の6項を加える。

（令和2年3月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料月額の特例）

30 令和2年3月1日から同年5月31日までの間に支給する市長の給料月額については、第2条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

31 前項に規定する期間に市長に支給する第3条の地域手当及び第6条の期末手当の算出の基礎となる給料月額については、第2条第1号に規定する給料月額とする。

（令和2年3月1日から同月31日までの間に支給する副市長の給料月額の特例）

32 令和2年3月1日から同月31日までの間に支給する副市長（保健福祉部を所管する副市長に限る。次項において同じ。）の給料月額については、第2条第2号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

33 前項に規定する期間に副市長に支給する第3条の地域手当の算出の基礎となる給料月額については、第2条第2号に規定する給料月額とする。

（令和2年3月1日から同月31日までの間に支給する教育長の給料月額の特例）

34 令和2年3月1日から同月31日までの間に支給する教育長の給料月額については、第2条第3号の規定にかかわらず、同号に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

35 前項に規定する期間に教育長に支給する第3条の地域手当の算出の基礎となる給料月額については、第2条第3号に規定する給料月額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

海老名市職員の定数条例の一部改正について

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人口の増加、社会情勢の急激な変化等への対応、消防力の強化等並びに休職及び休業に対応した体制を構築したいため

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例

海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「配偶者同行休業をしている者」の次に「、同法第28条第2項の規定により休職をしている者」を加える。

別表中「562」を「587」に、「177」を「191」に、「821」を「860」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 6 号

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部改正について

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

フルタイム会計年度任用職員の公務災害補償等に係る補償基礎額について定めたい
ため

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例

海老名市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第7号

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

私立幼稚園就園援助費補助金の支払に関する事務等の廃止に伴い、所要の改正を行いたいため

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

海老名市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び別表第2」を「別表」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2の5の項を削り、同表の6の項を同表の5の項とし、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

海老名市印鑑条例の一部改正について

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化を図りたいため

海老名市印鑑条例の一部を改正する条例

海老名市印鑑条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第5条第2項、第6条第5号及び第11条第1項第4号中「記載」を「記録」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

災害援護資金の償還に係る支払猶予、免除等の運用を改めたいため

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

議案第10号

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国民健康保険税率の見直し、法令との重複規定の見直し等を行いたいため

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「充てるため」の次に「、法の定めによるもののほか」を加える。

第3条第2項中「除く」の次に「。次項及び第4項において同じ」を加え、「並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「610,000円を超える場合においては、基礎課税額は、610,000円」を「法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額」に改め、同条第3項中「（前条第2項の世帯主を除く。）」を削り、「並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円」を「法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額」に改め、同条第4項中「（前条第2項の世帯主を除く。）」を削り、「並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円」を「法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額」に改める。

第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1項中「100分の5.00」を「100分の5.50」に改める。

第5条及び第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第7条中「100分の1.70」を「100分の1.90」に改める。

第10条の見出し中「介護納付金課税被保険者」の次に「につき算定した介護納付金課税額」を加え、同条中「100分の1.42」を「100分の1.60」に改める。

第11条及び第12条の見出し中「介護納付金課税被保険者」の次に「につき算定した介護納付金課税額」を加える。

第14条中「第17条、第21条及び第22条の規定によって特別徴収の方法によ

る場合を除くほか」を「法第706条第2項及び第3項、第718条の7並びに第718条の8に規定する特別徴収の方法によって徴収する場合を除き」に改める。

第17条から第22条までを次のように改める。

第17条から第22条まで 削除

第23条第1項中「特別徴収対象被保険者」を「法第706条第2項に規定する特別徴収対象被保険者（次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「年金保険者」を「法第718条の2に規定する年金保険者」に改める。

第24条中「基礎課税額から」の次に「それぞれ当該各号の」を加え、「610,000円を超える場合には、610,000円」を「法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、その額」に、「後期高齢者支援金課税額から」「後期高齢者支援金等課税額からそれぞれ当該各号の」に、「190,000円を超える場合には、190,000円」を「法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、その額」に改め、「介護納付金課税額から」の次に「それぞれ当該各号の」を加え、「160,000円を超える場合には、160,000円」を「法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、その額」に改め、同条第1号中「330,000円を超えない」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第56条の89第2項第2号イに規定する」に改め、同条第2号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき280,000円を加算した金額を超えない」を「政令第56条の89第2項第2号ロに規定する」に改め、同条第3号中「330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき510,000円を加算した金額を超えない」を「政令第56条の89第2項第2号ハに規定する」に改める。

附則第1項を附則第1条とし、附則第2項を附則第2条とし、附則第3項から附則第14項までを削る。

附則第15項中「第4条、第7条、第10条及び第24条」を「第4条及び第24条」に改め、同項を附則第3条とする。

附則第16項中「第4条、第7条、第10条及び第24条」を「第4条及び第24

条」に改め、同項を附則第4条とし、同条の次に次の3条を加える。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第5条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条及び第24条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」と

あるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第24条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

第7条 平成22年度以降における第26条の規定による国民健康保険税の一部の免除については、当分の間、同条第1項中「満たす者（被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者に限る。）」とあるのは「満たす者」と、同条第2項中「なった場合は、当該他の市区町村において被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、」とあるのは「なった場合は、」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部改正について

海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

水道法施行規則の一部改正に伴い、水槽施設の管理基準等を変更したいため

海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

海老名市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「小規模受水槽水道」を「小規模貯水槽水道」に改める。

第2条第3号中「（以下「受水槽」という。）」を削る。

第14条第1項第1号中「受水槽」を「水槽」に、「1年以内ごとに1回、定期」を「毎年1回以上定期」に改め、同項第2号中「受水槽」を「水槽」に改め、同条第2項中「の受水槽」を「の水槽」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号

海老名市市営住宅条例の一部改正について

海老名市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

単身高齢者の増加等を踏まえた保証人制度及び敷金、入居者の費用負担等を見直したいため

海老名市市営住宅条例の一部を改正する条例

海老名市市営住宅条例（平成9年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「第3条第3項若しくは第4項」を「第3条第4項若しくは第5項」に改め、「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する」を削り、同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「第4項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第19条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市長に対し敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第21条第1項中「構造上重要な部分の修繕にかかる費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は」を「修繕に係る費用は、市長が市営住宅の修繕に要する費用を入居者が負担するものとして規則で定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる」を「市営住宅及び共同施設の」に、「同項」を「第1項」に改める。

第22条第3号中「又はエレベーター」を「、エレベーター」に改め、同項第4号を削る。

第43条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する法定利率」に改める。

第47条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第64条第3項中「第19条第3項及び第4項」を「第19条第4項及び第5項」に、「第19条第3項中」を「第19条第4項中」に、「住宅」を「市営住宅」に改め、「、「家賃」とあるのは「使用料」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する改正前の第11条第1項第1号の規定により提出した請書に係る保証人については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第43条第3項に規定する利率については、施行の日以後に到来する支払期に係る利息に適用し、施行の日前に到来した支払期に係る利息については、なお従前の例による。

議案第13号

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

自転車通行帯の設置に関する基準及び自転車道の設置の要件について定めたいため

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第2条第24号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第25号とし、同項中第15号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第5条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条中「その幅員」を「副道（自転車通行帯を除く。）の幅員」に改める。

第11条第1項中「歩行者の交通量が多い道路」を「歩行者の交通量が多い道路で、設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「除く。）」の次に「又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける道路」を加える。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第17条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保

するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第40条中「第16条、第17条」を「第16条から第17条の2まで」に改める。

第41条中「第17条第1項」の次に「、第17条の2第1項及び第2項」を加える。

第42条第1項中「第17条第2項及び第3項」の次に「、第17条の2第3項」を加え、「第27条及び第28条第3項」を「第27条並びに第28条第3項」に改め、同条第2項中「第17条第2項及び第3項」の次に「、第17条の2第3項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、下記の者を海老名市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内野 優

記

住 所 海老名市中新田二丁目14番28号

氏 名 秦 恭 一

生年月日 昭和33年10月20日

提案理由

現副市長秦恭一氏の任期満了（令和2年3月31日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

秦 恭 一 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和57年3月	早稲田大学政治経済学部政治学科卒業
昭和57年4月	海老名市に奉職
平成20年4月から 平成21年3月まで	政策事業推進課長
平成21年4月から 平成22年3月まで	保険年金課長
平成22年4月から 平成23年4月まで	保健福祉部参事兼保険年金課長
平成23年5月から 平成24年3月まで	保健福祉部次長
平成24年4月から 平成26年3月まで	財務部次長
平成26年4月から 平成27年3月まで	監査委員事務局長
平成27年4月から 平成28年3月まで	財務部長
平成28年3月	海老名市を退職
平成28年4月から 現在まで	海老名市副市長

議案第15号

海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、下記の者を海老名市監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

令和2年2月26日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口三丁目27番11号

氏 名 雨 宮 徳 明

生年月日 昭和23年1月9日

提案理由

現委員雨宮徳明氏の任期満了（令和2年3月31日）に伴い、再選任したいため

(参 考)

雨 宮 德 明 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和45年 3 月	明治大学商学部商学科卒業
昭和47年 2 月から 昭和51年11月まで	斉藤隆寿税理士事務所
昭和51年12月から 現在まで	雨宮徳明税理士事務所
平成 2 年 4 月から 平成 3 年 3 月まで	海老名市立有鹿小学校 P T A 会長
平成 9 年12月から 平成16年11月まで	海老名市民生委員児童委員
平成18年12月から 平成20年 3 月まで	海老名市固定資産評価審査委員会委員
平成20年 4 月から 現在まで	海老名市監査委員 (平成30年12月 3 日から代表監査委員)

令和元年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

- 議案第16号 令和元年度海老名市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第17号 令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 令和元年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度海老名市一般会計等予算（別冊）

- 議案第19号 令和2年度海老名市一般会計予算
- 議案第20号 令和2年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第21号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和2年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第23号 令和2年度海老名市公共下水道事業会計予算

令和2年第1回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
2月26日	水	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月3日	火	本会議 委員会	議案審議、委員会付託 予算決算常任委員会	午前9時
3月6日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
3月9日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月10日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月12日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月13日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
3月17日	火	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
3月18日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月23日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月25日	水	委員会	予算決算常任委員会	同
3月27日	金	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分